

十津川村新型コロナウイルス対策業務継続計画（BCP）

令和 4 年 3 月

十 津 川 村

目次

第1章 業務継続計画の概要

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画策定の目的及び特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 業務継続体制の考え方

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本計画の発動の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 村の業務体制

- 1 新型コロナウイルス感染症発生時における業務対応区分・・・・・・・・・・ 6
- 2 人員の配置・応援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 計画の発動と村民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 平常時体制への復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 各課等の業務継続計画表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 業務継続計画の概要

1 策定の趣旨

2019年12月、中国湖北省武漢市の病院が原因不明の肺炎患者を確認し、2020年1月に患者から新型コロナウイルスが検出されたのを皮切りに、世界各地で新型コロナウイルス感染症患者が確認されるようになった。

WHOは1月30日に「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日には世界的な大流行（パンデミック）を宣言した。

日本では2020年1月6日に国内初の感染症患者を確認し、2月1日に新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定、3月14日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、国内における感染拡大期に備えた。

しかしながら、4月7日には、新型インフルエンザ等対策と区別措置法第32条に基づき、国の「緊急事態宣言」が千葉県を始め7都道府県に発出された。

新型コロナウイルスはほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う非常に大きな社会的影響がもたらされることが懸念される。

そのため、新型コロナウイルス感染症の脅威から村民の健康を守り、安全・安心を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき策定した「十津川村新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考に、限られた人員で村民生活に欠かせない業務を遂行するため、「十津川村新型コロナウイルス対策業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」（以下「本計画」という。）を策定することとする。

また、本計画は、新型コロナウイルス感染症に特化した暫定的な計画であり、今後、「十津川村地域防災計画」へ本計画を移行させるものである。

2 本計画策定の目的及び特徴

新型コロナウイルス感染症は、世界中に急速に被害が広がっている状況であり、村民生活や社会経済への影響が長期間にわたっている。

また、本感染症は、自然災害等の被害とは違い、建物や設備などの物的資材への影響は少なく、感染拡大による人的資源への影響が課題である。

十津川村新型インフルエンザ等対策行動計画においても、①感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること、②村民生活及び村内経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2つを目的として策定している。

以上のことから、本計画は、特に問題となる人的資源を課題とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても迅速に対応し、村が必要な業務を維持できるようにするため、継続、縮小、休止・中断する業務の整理等、業務継続上の基本的事項を定めるものである。また、職員間等の感

染対策等について、整理するために策定するものである。

3 被害想定

新型インフルエンザの政府行動計画では、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が約8週間の流行期間に約2週間のピークを作りながら順次罹患すると仮定しており、社会・経済的な影響として、本人の罹患及び看護等のため、最大40%程度が欠勤するとして計画立案を行っている。十津川村新型インフルエンザ等対策行動計画においても、同様の想定で計画を策定している。

新型コロナウイルス感染症については、流行が始まってから、わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり、まだ不明な点が多いため、十津川村新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、今後、新型コロナウイルスの感染が拡大し、流行のピーク時に最大40%の職員が欠勤する状況を想定し、「流行のピークの間、6割の職員で業務を行う」という想定での計画とする。

【当村職員出勤予想数】

	職員数 (R4.2.1)	出勤予想数 (6割)
職員数	126人	75人 (△51人)

第2章 業務継続体制の考え方

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行下においては、「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」ことを目的とした業務（以下「新たに発生する業務」という。）を優先的に実施するとともに、「村民生活及び村内経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことの実現のため、まん延期であっても業務を大幅に縮小することが困難な通常業務（以下「継続業務」という。）の継続が求められる。

本計画では、次の基本方針に基づき、限られた人員で遂行する継続業務を定めるものとする。

業務継続の基本方針

（1）感染防止対策の徹底

感染予防の啓発及び正しい情報の発信を行う。また、継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながる恐れのある業務については、極力中断や延期を検討したり、感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

（2）行政機能の維持

村民の生命と健康を守り、村民生活を維持するために、十津川村新型インフルエンザ等対策会議や十津川村新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置など、発生段階に応じた危機管理体制をとり、迅速かつ適切な対策を実施する。また、人員確保や応援体制の検討、関係機関等と連携をとり、業務継続に向けた対策についての検討を行う。

なお、行政機能を維持するため、職員の感染防止対策については、国内発生期から下記のとおり実施する。

ア 職場対策

マスクの着用	常時マスクを着用し業務にあたる。
消毒液の設置	庁舎や村内公共施設の出入り口等に手指消毒液を設置する。
執務室内の換気	2時間に1回数分程度十分な換気を行う。
接触感染の防止	物品・機器等については複数人での共有をできる限り回避すること。職場で職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施する。
職員への啓発	感染予防対策について、グループフェア内職員掲示板等にて情報提供する。
職員等の体調確認	感染者の早期発見、早期対応のため、毎日出勤時に職員の体調確認（検温等）を行う。

庁舎・公共施設内の清掃、消毒	業務開始前や終了後等に、村内公共施設の予防的な清掃を実施する。(消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムの消毒液を使用し、多くの人が触れる場所を重点的に行う。)
----------------	---

イ 個人における対策

手洗い	外出先から戻った際や食事の前など、こまめに石けんで手洗いやアルコール消毒を行う。
咳エチケット	必ずマスクを着用し咳エチケットを励行する。
自身の健康管理	毎日、検温するなど体調チェックを行い、発熱や体調不良の時には出勤しない。

(3) 村民生活の維持

村民生活に不可欠な機能維持を遂行できるよう、業務継続計画に基づいた対応を行い、村民の生活や事業所の事業継続に及ぼす影響を軽減する。

2 本計画の発動の流れ

(1) 危機管理体制

- ①十津川村新型インフルエンザ等対策会議
- ②十津川村新型インフルエンザ等対策本部※

※国の緊急事態宣言が発出された後は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく対策本部に変わるものとする。

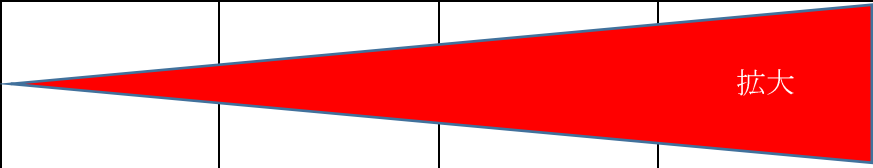
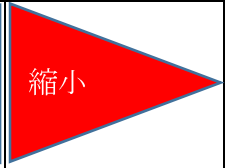

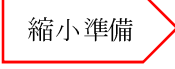
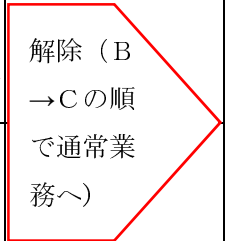
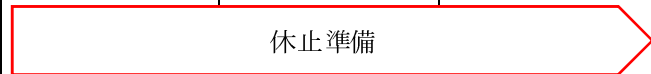

(2) 発生段階別の村の体制

発動については、感染症の拡大状況、職員の勤務状況、国県及び近隣自治体の状況等を総合的に勘案し判断するが、新型コロナウイルス感染症の発生段階に応じて段階的に発動する事を基本とする。

なお、C業務の休止やB業務の縮小の内容等は、職員の勤務状況等に応じ、対策本部の決定により弾力的に変更できるものとする。

解除については、発生段階が「小康期」に入ったことに伴い行うことを基本とする。

発生段階ごとの発動・解除の流れ（イメージ）

発生段階		国内発生期	県内発生期	村内発生期	村内感染期	小康期
段階内容		国内・近隣都道府県で患者が発生し始めた段階	県内・近隣市町村で患者が発生し始めた段階	村内で患者が発生し始めた段階	村内で患者が多数発生した段階	患者の発生が減少し流行が低い水準となった段階
S業務						
A業務						
発動対象	B業務					
	C業務					

第3章 村の業務体制

1 新型コロナウイルス感染症発生時における業務対応区分

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、村が実施する業務について、優先度をつけ、行政の機能維持を図る。

業務区分は、「新たに発生する業務（S）」「継続業務（A）」「縮小業務（B）」「休止・中断業務（C）」の4つに区分する。

各業務の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

【業務区分の考え方】

区分	考え方	主な業務内容（例示）	
新たに発生する業務（S）	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上必要となる業務	①感染拡大防止策の周知など ②対策本部の設置運営など	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 流行時 職員の60%で対応する業務範囲 </div>
通常業務 継続業務（A） ※小康期まで、継続しなければならない業務	①村民の生命、身体、財産を守るための業務 ②村民生活の維持にかかる業務 ③休止とすると重大な法令違反となる業務 ④村業務維持のための基盤業務	①福祉や介護支援、社会的弱者への生活支援など ②戸籍住民事務、生活保護、ごみ収集など ③選挙事務・法定検査など ④所属内外の連絡調整、各種システムの維持など	
縮小業務（B） ※小康期までの間、縮小する業務	①流行中も業務を休止できないが、継続に該当せず、業務内容を縮小する業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務、道路等の管理業務 ②許認可、届出、交付等の窓口業務など	
休止・中断業務（C） ※国内発生期以降、原則として休止・中断する業務	①多数の人が集まる施設運営や業務 ②その他、緊急性を要しない業務（流行の終息後）に先送りすることが可能な業務	①イベント、会議、集会、研修など ②緊急性を要しない管理、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務など	

2 人員の配置・応援体制

各課は、新たに発生する業務（S）と継続業務（A）、縮小業務（B）の実施に必要な人員数を調査・確認し、対策本部に報告する。

対策本部は、各課等からの報告や職員の欠勤状況等を把握し、業務継続のための職員配置を行うものとする。

また、各課等の業務区分については、職員の出勤状況に応じて適宜見直しを行い、柔軟な運用を図ることとする。

3 計画の発動と村民への周知

本計画の発動は、県内での流行状況等を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、対策本部長が決定する。

発動の際は、縮小、休止・中断している業務について、村のホームページ、十津川村行政通信サービスで村民に対し十分に周知する。

4 計画の見直し

国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜本計画の見直しを行う。

5 平常時体制への復旧

村流行状況が小康状態となり、職員の出勤率も回復してきた場合は、対策本部長の指示により、業務体制を平常時体制へ復旧する。

職員出勤状況により、引き続き業務の縮小や休止・中断を継続する課等については、他部署との連携を図り、なるべく早く通常業務が遂行できるよう努める。

また、継続して国や県等からの情報に注視し、次期流行期に備え、業務体制の見直しを行うなど、迅速に対応できるよう準備しておく。

第4章 各課等の業務継続計画表

本計画を実施する上での各課等における業務優先度を区分した一覧を次ページ以降に記載した。

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

	優先度 ランク	備考
出納室		
歳計 歳入歳出の出納に関する事	A	
(一般・特別会計) 支出負担行為の確認に関する事	A	
収入調定及び支出命令の審査に関する事	A	
諸収入の出納に関する事	A	
決算に関する事	A	
一時借入金に関する事	C	
現金及び基金の記録管理に関する事	A	
基金等 基金の管理運用に関する事	A	
有価証券の出納及び保管に関する事	A	
歳計外 歳入歳出外現金に関する事	A	
(その他) 指定金融機関等に関する事	A	
その他出納に関する事	A	
総務課		
総務・防災グループ		
新型コロナウイルス感染症対策本部会議に関する事	S	
人事・給与 給与・人事に関する事	A	
共済・年金・社会保険・雇用保険に関する事	A	
職員研修に関する事	C	
採用試験に関する事	A	
障がい者雇用に関する事	A	
行政の組織運営に関する事	A	
人事評価制度に関する事	B	研修
定年延長に関する事	A	
法務・文書事務 例規・法制執務に関する事	A	
議案書・一般質問答弁要旨のとりまとめに関する事	A	
情報公開及び個人情報保護に関する事	B	
村政報告書のとりまとめに関する事	B	
行政・法律相談に関する事	B	
総合賠償保険に関する事	A	
押印見直しに関する事	C	
地方分権・行政改革・権限移譲に関する事	C	
各種審査会に関する事(固定資産評価、政治倫理、情報公開、個人情報、行政不服)	B	
選挙(選挙管理委員会) 選挙に関する事	A	
防災・消防・防犯 災害応急対策・地域防災計画に関する事	A	
消防団事務に関する事	A	
消防防災に関する事	A	
災害時相互応援協定に関する事	B	
罹災証明書に関する事	A	
行政情報通信サービスに関する事	A	
移動系無線に関する事	A	
治安協議会・再犯防止に関する事	B	
自衛隊に関する事	B	
秘書・要望・式典 秘書業務	A	
課長会事務局	A	
議会本会議及び委員会の調整に関する事	A	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
	町村会に関する事	B	
	国等への各種要望に関する事	B	
	郷友会に関する事	C	
	新十津川町との職員交流に関する事	C	
	インターンシップの受入に関する事	C	
	栄典・表彰に関する事	B	
	水害慰霊祭に関する事	C	
交通対策	村営バス及び奈良交通バスの運行に関する事	A	
	デマンドタクシーの運行に関する事	A	
広聴	村民からの各種要望に関する事	B	
	七区懇話会に関する事	C	
電算	電算システムに関する事	A	
	ケーブルテレビ、携帯電話の設備に関する事	A	
教育総合会議	教育総合会議に関する事	C	
車両管理	公用車、安全運転管理、自動車保険に関する事	A	
庶務	郵便、総代発送、区大字に関する事	A	
	宿日直に関する事	A	
	任意保険に関する事	A	
	物品管理に関する事	A	
	指定管理施設に関する事	B	
工事検査	総務課検査に関する事	A	
企画グループ			
総合的なむらづくり	総合計画及び地方創生総合戦略関係	B	
	県とのまちづくり連携協定に関する事	C	
	地方創生交付金事業のとりまとめに関する事	B	
	文武館及び十津川高校のあり方に関する事	B	
広報	村内住宅政策企画に関する事	C	
	広報に関する事	A	
	自治体放送に関する事	A	
	ホームページに関する事	A	
移住・定住	村報に関する事	A	
	集落支援員の採用及び予算に関する事	C	
	地域おこし協力隊の採用及び予算に関する事	C	
	奥大和移住定住連携協議会	C	
	空き地の確保(空き地バンク、空き家等解体事業補助金)	B	
	空き家の確保(空き家バンク、活用支援補助金)	B	
	民間賃貸住宅整備促進に関する事	B	
	移住定住の促進に係る各種補助金	A	
各種計画	過疎計画及び辺地計画	B	
	半島振興計画に関する事	C	
環境政策	国土法土地利用届に関する事	A	
	環境保全審議会に関する事	C	
	開発審査会に関する事	A	
	環境保全に関する各種届け出及び許可進達事務	A	
	源流を守り、国土保全を推進する市町村連盟関係	C	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
	再生可能エネルギーの利活用に関すること	C	
	近畿電源地域連絡協議会	C	
統計	統計に関すること	A	
大学連携	大学連携に関すること	C	
産業課			
観光グループ			
商工会	商工会	B	
観光協会	観光協会	B	
十津川観光開発(株)	十津川観光開発(株)に関すること	B	
商工	物産関係・優良特産品	B	
	産業振興事業利子補給関係	C	
	がんばる事業者応援事業	B	
	ふるさと寄附金に関すること	A	
世界遺産	世界遺産関係(活用)	B	
	古道整備委託	A	
温泉	源泉かけ流しサミット	C	
	日本源泉かけ流し温泉協会	C	
	国民保養温泉地関係	C	
	公営企業決算統計	A	
	温泉施設利用証	A	
	温泉事業運営委員会	A	
	湯泉地温泉特別会計及び十津川温泉特別会計に関すること	A	
観光施設	公衆トイレ維持管理	A	
	各種指定管理業務(公衆浴場、上野地駐車場、昴の郷、道の駅)	A	
	水質検査	B	
	観光カウンター各種データ集計	A	
観光に関する広報	テレビ取材、雑誌取材、その他取材関係	C	
	観光ホームページ・SNS	B	
	観光プロモーション関係(動画含む)	C	
	PRイベント・出張足湯	C	
	郷土くん関係(着ぐるみ・グッズ含む)	B	
誘客促進	谷瀬吊り橋関係(一方通行規制・交通警備委託)	A	
	超広域連携観光圏関係	B	
	奈良県ビジターズビューロー関連	B	
	知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会	B	
	インバウンド受入協議会	B	
	地域おこし協力隊の管理(商工・観光関係)	A	
	天忠組協議会	B	
	NARActive撮影地ネットワーク協議会	B	
	スローライフジャパン関係	C	
	ワーケーション施設関係	A	
	SDGs関係	B	
イベント	トレイルランニング、昴マラソン	C	
	ふれあい物語	C	
森林植物公園	森林植物公園の管理に関すること	B	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考	
その他団体、協議会等	空中の村関係	B		
	全国道の駅連絡会	C		
	ユネスコエコパーク	C		
	電気自動車	C		
十津川村大使	観光大使、応援大使	B		
県、新十津川町との連携協定	県、新十津川町との連携協定	C		
林業グループ				
三者共有資産管理運営協議会 (旧貯木場等維持管理事業特別会 計)	三者共有資産管理運営協議会事務局	C		
	三者共有林管理業務	C		
	貯木場関係庶務	C		
	貯木場特別会計補助関係	C		
	原木流通改革・人材育成事業	B	補助関連事務のみ	
	十津川式林業6次産業化ホームページ	C		
	十津川村木材生産流通促進事業	B	補助関連事務のみ	
	十津川村伐採奨励金事業	B	補助関連事務のみ	
	産直住宅促進関係(郷土の家ネットワーク)	C		
	十津川木工家具協議会関係(kiridas totsukawa含む)	C		
	木灯館関係	C		
	都市住民と十津川材を繋ぐPRプロジェクト事業(十津川村公園)	C		
	十津川村木材利用促進補助事業	B	補助関連の時期のみ	
	林業行政	村有地使用関係	B	
		労働災害防止協議会	C	
		森林整備センター(旧公団造林)	C	
		林業会館(ソフト)	C	許認可事務のみ
		林地台帳整備・運用	C	
		十津川村森林づくり審議会・十津川村森林づくりガイドライン関係	C	
村有林		村有林管理委託	B	
	村有林境界杭設置委託	C	現在事業廃止	
	村有林事業	B		
民有林	森林整備地域活動支援交付金事業	C	補助申請など時期による	
	村産材生産促進事業	C	補助申請など時期による	
	作業道整備事業補助	C	補助申請など時期による	
	美しい森林づくり基盤整備事業	C	補助申請など時期による	
	針広混交林整備事業(県森林環境税)	C		
	森林経営管理法関係	C	委託契約業務の進捗管理のみ	
	集落環境等保全整備事業	B		
	森林計画	市町村森林整備計画	C	1月～3月に関連部署との調整業務あり
森林経営計画		C	計画認定申請に伴い、期間内に事務処理発生	
特定間伐等促進計画		C	4～6月に変更の事務作業あり	
伐採届・土地届出		A	提出があれば受理・処理作業発生	
林業福利厚生		林業労働者退職金共済制度	B	
	振動病検診	C	12月広報、1月検診の対応	
林業基盤整備	基幹作業道開設	C		
	森林境界明確化支援事業	C		
特用林産	椎茸原木生産事業	C		

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考	
	特用林産(シイタケ・きのこ・ワサビ・切花)	C		
農業グループ				
農業委員会事務局	農業委員会	A	届出受理業務ある場合	
	農地台帳照会・証明関係	A	届出受理業務ある場合	
	農地台帳整備関係	B		
	農業者年金	B		
農業行政	荒廃農地利用状況調査	B	実施時期の制限あり	
	農業(栽培、病虫害)指導	B	対応時期の制限あり	
農業振興	水田農業関係	B	対応時期の制限あり	
	農林漁業振興事業補助金	C	補助申請など時期による	
	農業機械導入支援事業	C	補助申請など時期による	
	農産物加工所・直売所支援事業	C	補助申請など時期による	
	十津川もんづくり支援事業	C	補助申請など時期による	
	農林業交流体験活動支援事業	C		
	農林産物施設栽培整備支援事業	C	補助申請など時期による	
	十津川産農林産物販路拡大支援事業	C		
	大学連携(日大・雑穀生産省力化)	C		
	有害鳥獣防除施設設置事業補助	B		
鳥獣害対策	鳥獣害対策集落環境整備事業	C		
	有害鳥獣捕獲関係	A	猟友会関連	
	カワウ食害防止対策事業	B	猟友会関連	
	クマ対策関係	A		
	猟友会及び狩猟関係事業	A	猟友会関連	
	有害鳥獣駆除連絡協議会(鳥獣被害防止対策事業等)	A	猟友会・補助金関係	
	シカ・イノシシの資源利用関係	B		
	鳥獣保護関係	B		
	森林植生保全事業	A	猟友会・補助金関係	
	畜産	畜産関係	C	
水産	漁業関係(ウナギ養殖含む)	C		
施設課				
施設	建物災害共済事務	A		
	村有施設の施設管理に関すること(学校施設含む。)	A		
	委託関係事務(消防、浄化槽・等)	A		
	看板設置工事に関すること	A		
	村有施設の耐震事業に関すること	A		
	がけ地近接危険住宅移転事業に関すること	A		
	村営住宅の管理に関すること	A		
	村管理住宅の施設管理に関すること(教職員住宅、空き家活用促進住宅含む)	A		
	空き家活用促進住宅整備(工事、維持管理)	C		
	民間木造住宅耐震事業に関すること	A		
	大字施設(集会所、索道等)の補助に関すること	A		
	村営駐車場の管理に関すること	A		
	社会資本に関する事務	A		
	用地	公共用地の取得及び分筆登記に関すること	A	
		地籍調査に関すること	A	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。		優先度 ランク	備考
庶務	村有財産の取得、管理及び処分に関する事	A	
	法定外公共物に係る里道及び水路の使用許可及び境界確認に関する事	A	
	急傾斜地崩壊危険区域指定に関する事	A	
	村道及び農林道等開設促進協議会運営に関する事	A	
	保安林指定に関する事	A	
	国・県事業に伴う調査及び地元調整	A	
	入札事務に関する事(入札指名審査及び指名願受付を含む)	A	
	指定管理者に関する事(選定事務及び維持管理)	A	
建設課			
道路グループ			
道路	道路(村道・林道・農道)の開設、改良、舗装及び維持修繕に関する事	B	
	道路橋(村道・林道・農道)及び吊橋の維持管理に関する事	B	
	トンネル・大型構造物の維持管理に関する事	B	
	生活道路整備事業に関する事	B	
	作業道の開設工事に関する事	B	
	農地災害復旧事業に関する事	B	
	法定外公共物(公有里道)の管理(工事)に関する事	B	
	道路の占用及び境界確認に関する事	B	
	国道・県道整備要望に関する事	C	
	道路関係各種協議会に関する事	C	
河川・ダム対策グループ			
河川及び法定外水路	準用河川の占用及び境界確認に関する事	B	
	準用河川の改修及び維持管理に関する事	B	
	法定外公共物(公有水路)の管理(工事)に関する事	B	
ダム・砂利対策	ダム連絡会関係	B	
	熊野川(十津川筋)堆砂排除連絡協議会に関する事	C	
	熊野川流域対策連合会に関する事	C	
	熊野川堆積土砂対策連絡調整会議に関する事	C	
	熊野川水質汚濁防止協議会に関する事	C	
	熊野川の総合的な治水対策協議会に関する事	C	
	熊野川流域治水協議会関係に関する事	C	
	河川・ダムの水質汚濁に関する事	B	
	中串残土処分場関係(整備工事、残土処分場の管理)	B	
	小井谷残土処分場関係(整備工事、残土処分場の管理、土砂搬入に係る許可)	B	
	土砂運搬情報交換会事務に関する事	C	
	土捨場の整備に関する事	B	
	電源開発(株)、関西電力(株)への対応と事業協力に関する事	C	
	河川の堆砂土砂に関する事	B	
	紀伊山系砂防事業 事業促進に関する事	C	
	治山事業及び治水事業の要望に関する事	C	
	治山事業及び治水事業の用地承諾に関する事	C	
水道グループ			
庶務	水道委託関係業務	B	
	水道料金関係業務	B	
共同飲料水	共同飲料水供給施設の調査	C	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
財務関係	共同飲料水供給施設整備補助	C	
	起債関係(過疎、簡水)	B	
	公営企業決算統計・消費税申告	B	
施設等維持管理	浄水場の点検管理	B	
	水質検査業務	A	
管工事	水道工事(新設及び維持修繕)	A	
	温泉工事(新設及び維持修繕)	B	
財政課			
財政	一般会計、特別会計予算	A	
	決算統計	B	
	地方交付税(普通・特別)	A	
村税	起債関係(過疎、辺地等)	A	
	水力交付金	A	
	新地方公会計	C	
	健全化判断比率	B	
	住民税(個人・法人)	A	
	固定資産税(土地・家屋・償却資産)	A	
	軽自動車税	A	
	入湯税・たばこ税	A	
	国民健康保険税	A	
	村税滞納整理事務	B	
住民課			
窓口業務	新型コロナウイルス感染症対策本部に関すること(再掲)	S	
	感染予防啓発に関すること	S	
	自宅療養者への支援に関すること	S	
	診療所体制維持に関すること	S	
	窓口事務	A	
	住基ネット	A	
	外国人登録	A	
	マイナンバー	A	
	戸籍	A	
	年金	A	
医療・保健	消費者行政	A	
	南和医療	C	
	国民健康保険	A	
	後期高齢者	A	
	保健事業(母子及び成人)・予防接種	A	
衛生	養育医療(未熟児)	A	
	国保・後期・生保健診・がん健診	B	
	狂犬病予防	B	
	保健センター管理	B	
	弔慰金及び遺族会	A	
人権及び女性活躍支援	A		
環境衛生	不法投棄関係	C	
	生活環境及び美化に関すること(環境パトロール)	C	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
	衛生センターに関すること	A	
	スズメバチ駆除補助に関すること	C	
	浄化槽設置補助に関すること	B	
診療所	診療所に関すること	A	
福祉事務所			
高齢者福祉	老人保護措置	A	
	成年後見制度事務	B	
	敬老金関係	A	
	老人クラブに関すること	C	
	生きがいデイサービス	B	
	紙おむつ支給	A	
	介護激励金	A	
	地域活き生き支援事業	A	
	有償ボランティア活動支援補助事業	B	
	老人福祉施設に関すること	B	
介護	介護保険	A	
	居宅介護支援	A	
	南和協議会	B	
包括	介護予防・日常生活支援総合事業	A	
	在宅医療・介護連携推進事業	C	
	認知症施策推進事業	C	
	生活支援体制整備事業	C	
保護	地域包括支援センターの運営	A	
	生活保護	A	
	生活困窮者関係	A	
	中国残留邦人等の支援	B	
	行路人	A	
	ひきこもり関係	B	
福祉医療	福祉医療	A	
障害福祉	精神保健関係	A	
	特別障害者手当	A	
	障害者福祉に関すること	A	
	障害者福祉協議会	C	
	人工透析者交通費補助	A	
	精神障害者交通費補助	A	
	障害児福祉手当	A	
	緊急時宿泊費補助	A	
	自立支援医療	A	
	自立支援協議会	C	
	歳末見舞金関係	A	
	障害者基本計画・障害福祉計画	B	
母子福祉	母子寡婦福祉	A	
	児童扶養手当	A	
児童福祉	要対協及びその他の虐待予防対策協議会	A	
	児童手当	A	

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
その他	社会福祉協議会	A	
	福祉有償運送運営協議会	B	
	民生児童委員会	C	
	避難行動要支援者(災害時要援護者)関係	A	
	福祉避難所関係	A	
	地域福祉計画(自殺対策計画含む)	B	
	保育所	保育所に関する事務	A
教育課			
教育委員会	教育現場へのコロナ対応支援	S	
	教育委員会の会議に関すること	A	
	事務局、学校その他の教育機関の職員の人事事務に関すること	A	
	奨学金に関すること	A	
学校教育	学校施設に関すること	A	
	教員宿舎に関すること	A	
	教育財産の管理に関すること	A	
	学事に関すること	A	
	通学路・学校安全に関すること	A	
	学校給食に関すること	A	
	学校保健に関すること	A	
	新十津川町児童生徒・教職員との交流に関すること	C	
	ALTに関すること	A	
	社会教育	社会教育委員に関すること	B
社会教育関係団体の指導育成に関すること	B		
公民館に関すること	C		
成人式に関すること	C		
乳幼児家庭教育学級に関すること	C		
社会教育各種教室に関すること	C		
放課後児童の居場所づくりに関すること	A		
のら文庫に関すること	C		
文化祭に関すること	C		
文化財	文化財専門委員に関すること	C	
	世界遺産・指定文化財の登録・保護・修復に関すること	A	
	カモシカの保護に関すること	A	
歴史・民俗・文化・芸術	歴史民俗資料館に関すること	C	
	教育資料館に関すること	C	
	山村生産用具収蔵庫に関すること	C	
	むかし館に関すること	C	
	村史編さんに関すること	B	
	歴史・文化講座に関すること	C	
	社会体育	スポーツ推進委員に関すること	B
体育文化センターに関すること	C		
十津川村民ひろばに関すること	C		
スポーツ・文化大会等出場者奨励事業	A		
スポーツ大会に関すること	C		
駅伝大会に関すること	C		

各課等の業務継続計画表

令和4年3月～

※国や県において新たに方針や対策等が示された場合は、適宜見直しを行う。

		優先度 ランク	備考
	シルバー運動会に関する事	C	
	子ども駅伝大会に関する事	C	
	水泳教室に関する事	C	
議会(監査)事務局			
議会	本会議及び委員会に関する事	A	
	陳情、要望書に関する事	A	
	議会の予算・決算に関する事	A	
	自治体放送(一般質問)に関する事	B	
	議員の表彰事務	B	
議員	議長会に関する事	A	
	新十津川町議会との調整	B	
	内吉野村議会に関する事	B	
	委員会の視察(研修)に関する事	C	
	議事録の作成	A	
庶務	議員報酬、費用弁償等の事務	A	
	議員互助会事務	B	
監査	監査委員の事務に関する事	A	
	監査の予算・決算に関する事	A	
	例月監査に関する事	A	
	現金監査に関する事	A	
	財政援助団体の監査に関する事	A	
	決算審査に関する事	A	
	定期監査に関する事	A	
	監査委員の研修に関する事	B	

十津川村新型コロナウイルス対策業務継続計画
令和4年3月

発行：十津川村

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

TEL：0746-62-0001（代表）

編集：十津川村総務課 総務防災グループ

TEL：0746-62-0001（代表）

FAX：0746-62-0210

電子メール soumu@vill.totsukawa.lg.jp